

○後援会 役員・理事に関する申し合わせ事項（平成29年4月1日施行）

後援会 役員・理事に関する申し合わせ事項

申し合わせ年月日 平成29年4月1日施行

- 1 理事選出について、学科・出身地域との比率を配慮して、事務局が候補者を選出し、本部役員会において選任する。
- 2 理事の交通費・宿泊費については、大学の規定に準ずる。
 - (1) 交通費は、大学の規定にて計算し会議当日に支払う。
 - (2) 宿泊費は、12,000円とする。
- 3 本部役員会は、初理事会「5月」の資料作成会議（2～3月）と中間予算執行確認会議（9月）を開催する事。臨時役員会は、役員了解を得て開催する。
初理事会は5月に開催する事。それ以外での理事会は、あらかじめ理事により了解を得たうえで開催する。
特に必要とされる理事会は、本部役員会で了解を得て開催する。
- 4 本部役員会・理事会の資料・議事録は、事務局に依頼する。会の成立及び進行については、議長を互選し開催する。
- 5 初理事会は、運営上新理事を同席させる。議決権は、新理事紹介後となる。
任期満了の理事は、新理事紹介後は、議決権がなくなる。
- 6 初理事会は、年一回の重要な理事会であり、任期満了理事へのお礼・就任理事歓迎を兼ねて食事を開催する事ができる。時節柄会費を徴収する。
- 7 会長は、元会長会を開催して、OBの協力を得る。会計より少しの補助を支出できる。
- 8 本申し合わせ事項は、初理事会にて確認し、修正・追加があればその都度審議し改正できる。